

名家連ニュース

令和5年10月21日(土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.961号

◆◆◆ 親亡き後の備え ③ 遺言信託業務 ◆◆◆

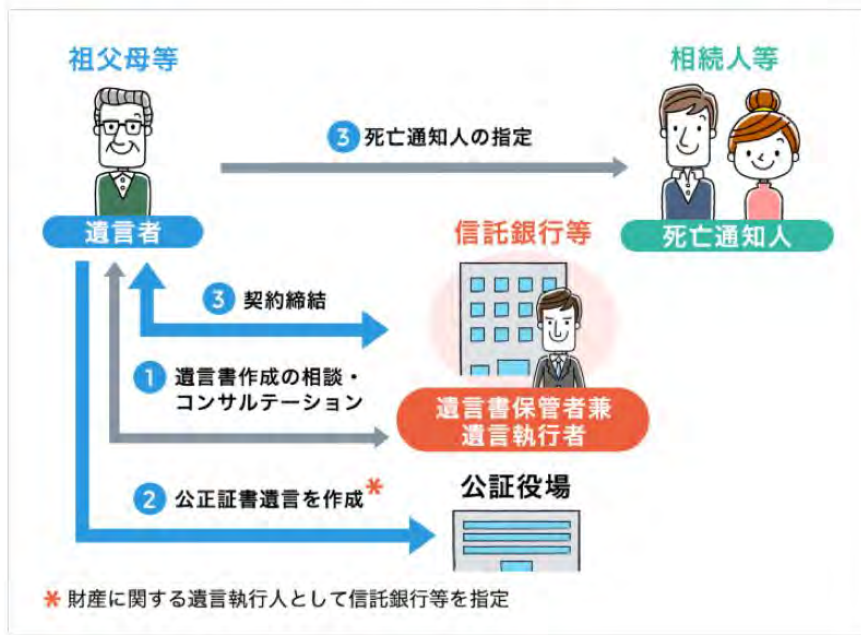
『遺言信託』とは、信託銀行が『遺言書の作成のサポートや遺言書の保管、遺言の執行を代行する』サービスの総称です。サービスの内容は大きく分けて、『遺言書の作成と保管』と『遺言の執行』の2つがあります。(出典：一般社団法人信託協会ホームページより一部抜粋)

遺言書の作成と保管

遺言書の作成と保管に関する以下のような項目について信託銀行がサポートします。

1. 事前相談・・・遺言書を作成するために、財産や相続人、遺言書の内容を信託銀行に相談できます。
2. 遺言書の作成・・・遺言書(公正証書)を作成します。このとき、遺言者が亡くなった後の遺言執行者として信託銀行を指定します。
3. 遺言書の保管・・・信託銀行で遺言書を保管するとともに遺言書の内容などについて定期的に照会し、必要に応じて見直しを行います。

○ 主な関係者



遺言の執行

信託銀行が遺言執行者として遺言書の内容を実行します。

1. 遺言執行業務の開始・・・遺言者が亡くなったことを受けて、信託銀行が遺言執行者として業務を開始します。
2. 財産目録の作成・・・遺産や借金などの債務を調査し、相続財産の財産目録を作成します。
3. 遺言の執行(遺産分割・名義変更手続き)・・・遺言書の内容にもとづいて遺産の分割、不動産などの名義変更の手続きを進めていきます。

遺言信託のメリットとデメリット

遺言信託のメリット

- 遺言書作成について事前に相談を受けることができる
- 遺言書の保管、管理をしてもらえる
- 遺言書の定期的な見直しや変更が可能
- 遺言の執行を行ってもらえる



遺言信託のデメリット

- 信託銀行がアドバイスすることができるのは財産に関することに限られる
- 引き受けてもらえない可能性がある
- サービスの利用費用が高額である

家族信託と遺言、遺言信託の主な違い

比較項目	家族信託	遺言	遺言信託
概要	財産管理のための信託契約	相続について自分の意思を伝える一般的な方法	信託銀行による遺言書作成のサポートや遺言の執行の代行サービス
効力を発する時期	信託契約で定めた時期	遺言者が亡くなった後	遺言者が亡くなった後
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> 認知症による財産凍結を回避できる 生前から財産管理を行える 遺言ではできないこと（数世代先までの財産継承など）が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 身分に関すること（子の認知など）、財産の処分に関すること（遺贈や寄付）、相続に関することを遺言できる 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書作成について事前に相談を受けることができる 遺言の執行を行ってもらえる
主なデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 身上監護（身の回りの手続き）はカバーできない 単独では相続税対策にはならない 新しい制度のため相談できる専門家が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 生前から財産管理を行えない 認知症になった場合、遺言能力を問われる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 利用費用が高額 生前から財産管理を行えない 遺言書の作成について信託銀行がアドバイスできるのは財産に関することに限られる
認知症対策	さまざまな認知症対策が可能	生前の認知症対策にはならない	生前の認知症対策にはならない
相続財産の継承	数世代先までの財産継承を指定できる	2世代目以降の財産継承については規定できない	2世代目以降の財産継承については規定できない
費用	やや高額	費用はあまりかからない	かなり高額

親亡き後の備えシリーズ ①941号、②943号、④946号で抜けていた③が本号です。